

庄川水系流域委員会について

令和8年7月27日

国土交通省北陸地方整備局

富山河川国道事務所・利賀ダム工事事務所

流域委員会の目的

1. 河川整備計画の内容の点検結果について、意見を述べる。

- ①流域の社会情勢の変化
- ②地域の意向
- ③事業の進捗状況及び進捗見通し
- ④河川整備に関する新たな視点

2. 河川整備計画の変更が必要となった場合に、
河川整備計画の変更に対して意見を述べる。

→ 対象は、「庄川水系河川整備計画」

3. 河川整備計画に基づく事業について、
事業再評価（継続や見直し等）や計画段階評価、
事後評価について審議を行う。

→ 対象は、「庄川直轄河川改修事業」

及び「利賀ダム建設事業」

庄川水系河川整備基本方針と河川整備計画

平成19年7月

庄川水系河川整備基本方針 策定

【河川整備を行うに当たっての長期的な基本方針及び河川整備の基本となるべき事項を定めるもの】

第1～5回 庄川流域懇談会（平成19～20年度）

平成20年7月

庄川水系河川整備計画 策定

【概ね30年間における河川整備の目標、河川工事や維持に関する事項を定めるもの】

事業再評価（北陸地方整備局事業監視委員会）
平成23,26,29年度 庄川直轄河川改修事業
利賀ダム建設事業

事業
実施

令和2年度以降

庄川水系河川整備計画の点検

【流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通しについて点検を行うもの】

庄川水系流域委員会（令和2年～）

事業
実施

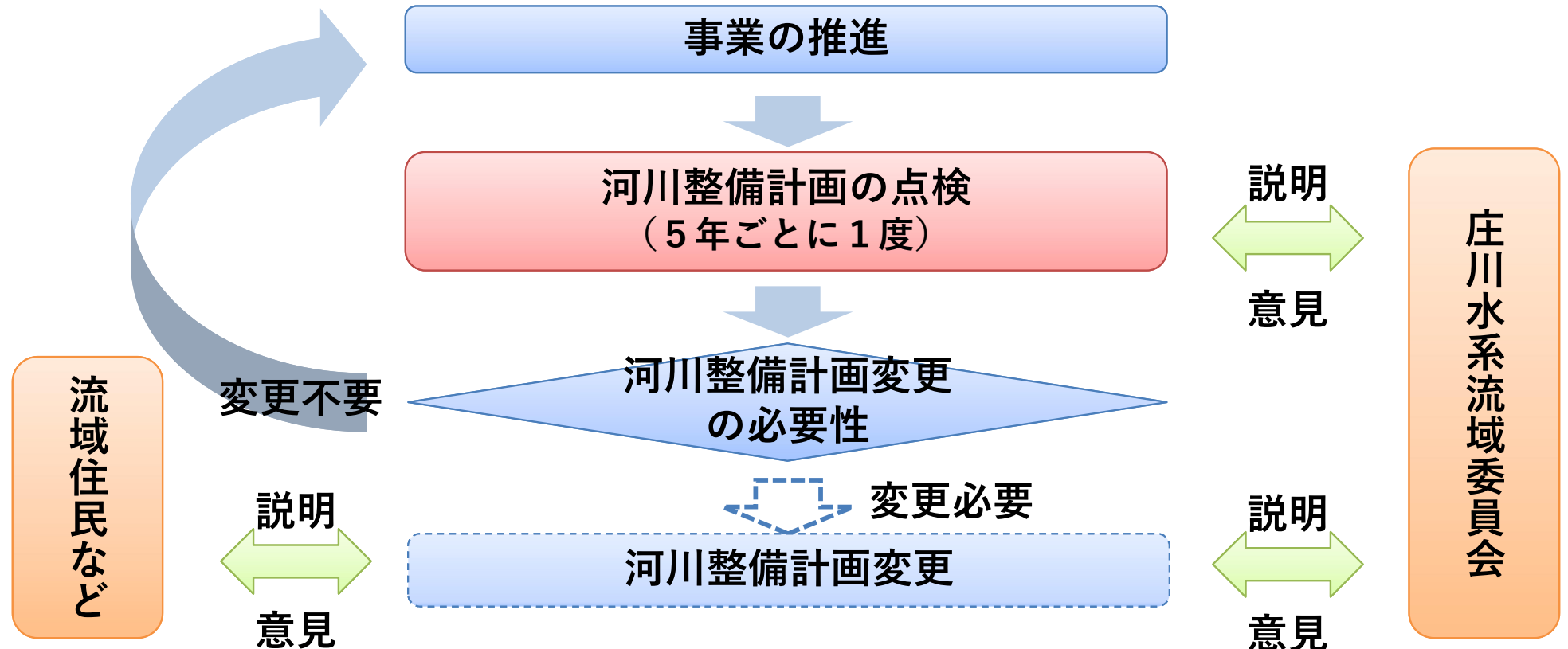
河川整備計画の点検

庄川水系河川整備計画【平成20年7月】P.3より

第1章第4節 計画対象期間

本計画は、庄川水系河川整備基本方針に基づいた河川整備の当面の目標であり、その対象期間は、概ね30年間とします。

なお、本計画は現時点における社会経済状況、自然環境状況、河道状況等を前提としたものであり、策定後、これらの状況の変化や、新たな知見、技術の進歩等により、必要に応じて適宜本計画の見直しを行います。



事業再評価

事業再評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した事業等の評価を行い、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

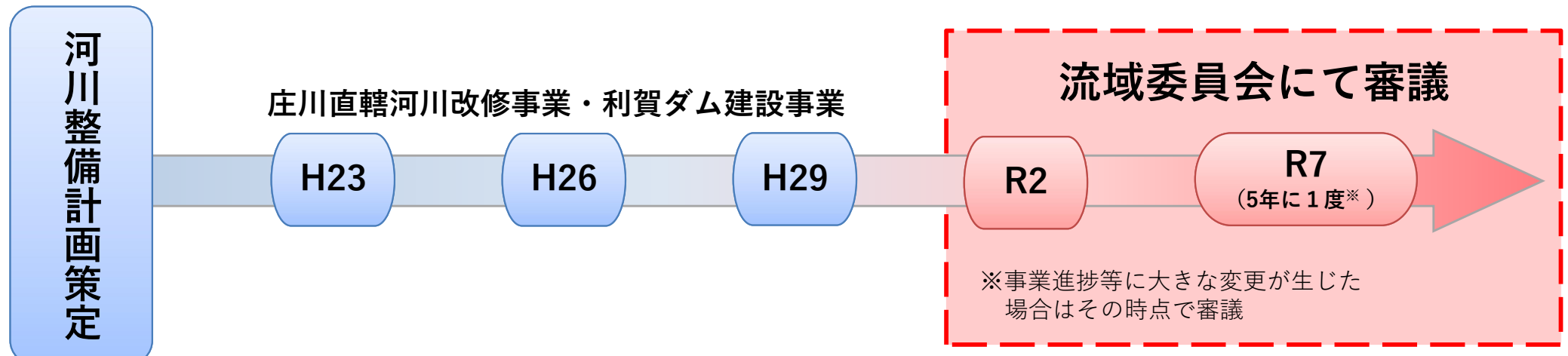
2. 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価、事後評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

3. 流域委員会の位置付け

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」より抜粋



《参考》流域委員会と事業監理委員会の関係について

事業監理委員会

「利賀ダム建設事業監理委員会」は、利賀ダム建設事業全般における実施状況等について確認を行い、事業費及び工程管理のより一層の充実を図るため、第三者の意見を求める機関として委員会を設置し、事務局に対し意見を述べることを目的とする。

「利賀ダム建設事業監理委員会 規約」より抜粋

流域委員会

事業再評価の目的

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図るため、事業採択後一定期間を経過した事業等の評価を行い、必要に応じその見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するものである。

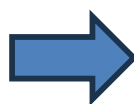
2. 事業評価監視委員会

再評価の実施主体の長は、再評価、事後評価に当たって事業評価監視委員会を設置し、意見を聴き、その意見を尊重するものとする。

3. 流域委員会の位置付け

河川事業、ダム事業については、河川整備計画策定後、計画内容の点検のために学識経験者等から構成される委員会等が設置されている場合は、事業評価監視委員会に代えて当該委員会で審議を行うものとする。

「国土交通省所管公共事業の再評価実施要領」より抜粋



今回、「利賀ダム建設事業監理委員会(第14回)」で事業費及び工程について審議いただいた意見を受け、流域委員会では「利賀ダム建設事業」の事業再評価の審議をいただく。